

セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会における 災害時相互応援に関する申合せ

(趣旨)

第1条 本申合せは、セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会の構成自治体で、災害時相互応援に賛同する自治体（以下、「賛同自治体」という。）の区域内において、大規模な災害が発生した場合に、賛同自治体が相互に救援協力し、被災した賛同自治体（以下、「被災自治体」という。）の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 賛同自治体は、災害時相互応援賛同表明書をセーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会会長に提出するものとし、災害時相互応援賛同表明書の提出をもって本申合せの適用を受けるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、医薬品等の生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) ホームページの代理記載
- (5) 被災者の一時的な収容のための施設の提供
- (6) その他特に要請のあった事項

(応援の要請)

第4条 被災自治体が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) 一時的な受入れを希望する期間及び人数等
- (5) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された賛同自治体は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 応援する賛同自治体は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的応援)

第6条 賛同自治体は、他の賛同自治体の区域内において災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、第4条の応援要請を待たずに、自主的に応援することができるものとする。

- 2 前項の規定による応援は、第3条第1号から第4号までに規定するもののうち、応援しようとする賛同自治体が必要と認めるものとする。
- 3 第1項の規定による自主的応援を開始した後に、第4条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、可能な限り当該要請に応じた応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める自治体が負担するものとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災自治体の負担とする。
- (2) 前各号に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災自治体及び応援する賛同自治体が協議して定める。

- 2 応援をした賛同自治体は、応援を受けた被災自治体が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災自治体から要請があった場合には、当該経費を一時的に立て替えて支弁するものとする。

(損害補償)

第8条 第4条の規定による応援要請により派遣された職員が、応急対策及び復旧等の応援活動に従事したため損害を受けた場合の補償は、原則として応援をした賛同自治体が行うものとする

- 2 前項の職員が当該応援活動に従事したため、第三者(被災者を含む。)に損害を与えた場合は、応援を受けた被災自治体はその責任と負担により対処するものとする。

(連絡担当部局)

第9条 賛同自治体は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(その他)

第10条 この申合せに定めのない事項及びこの申合せに係る疑義が生じたときは、必要に応じ賛同自治体が協議のうえ定めるものとする。